

「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例（仮称）」の骨子案

環境生活部環境生活政策課 生活・交通安全担当

1 条例制定の趣旨（前文）

- (1) 犯罪のない安全で安心な地域社会の実現が、県民生活や社会経済の発展の基盤となるものである。
- (2) 少子高齢化、国際化、家族形態の変化などの社会環境の変化が、人々の価値観や生活様式を多様化させ、ひいては、地域社会の連帯意識や人間関係の希薄化、また、社会的な規範意識の低下が危惧されている。
- (3) 岐阜県でも、身近な場所での犯罪が後を絶たず、その手口も複雑化、多様化しており、県民の治安に対する不安は依然として存在する。
- (4) 犯罪のない安全で安心な地域社会を実現していくためには、行政施策や警察活動だけでなく、県民一人ひとりが「自分の地域の安全は自分たちで守る」という意識を高め、行動する必要がある。
また、地域で暮らすものが、積極的に地域活動に参画することで、お互いに信頼し、連携し、協力しあって、地域社会の連帯を再構築していく必要がある。
- (5) 岐阜県では、これまでも「安全・安心まちづくり県民運動」を展開してきているが、その取組を一層盛り上げ、犯罪を未然に防止するための取組をさらに進め、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を図ることを目指して、今回の条例を制定するものである。

2 条例の目的

- (1) 安全・安心まちづくり（県民等による犯罪の防止のための自主的な活動並びに県、市町村、県民等による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備）についての基本理念を定める。
- (2) 県、県民、事業者の責務を明らかにする。
- (3) 県民等の自主的な犯罪の防止活動を促進する。
- (4) 犯罪の防止に配慮した生活環境を整備するための基本的な事項を定める。

県民等 . . . 県民、事業者、自治会等、ボランティア団体等

3 基本理念

安全・安心まちづくりは、次に掲げる事項を基本として推進しなければならない。

- (1) 地域の安全は地域で守るという意識に支えられた県民等の自主的な犯罪の防止活動を尊重すること。
- (2) 県、市町村及び県民等の適切な役割分担並びに連携及び協力をもとにすること。
- (3) 子ども、高齢者等の安全確保に配慮すること。
- (4) 県民が互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されていくことにつながっていくこと。

4 責務・役割・協力

(1) 県の責務

- ア 県は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進する責務を有する。
- イ 県は、施策の実施にあたっては、国、市町村との連絡調整を緊密に行う。

(2) 県民の責務

- ア 県民は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全の確保に努める。
- イ 県民は、県、市町村、自治会等が実施する安全・安心まちづくりに関する施策、活動に協力するよう努める。

(3) 事業者の責務

- ア 事業者は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、その事業活動における犯罪防止のための取組の推進に努める。
- イ 事業者は、安全・安心まちづくりに関する活動に自ら積極的に取り組むとともに、その従業員等が安全・安心まちづくりに関する活動に参加しやすい環境を整備するよう努める。
- ウ 事業者は、県、市町村、自治会等が実施する安全・安心まちづくりに関する施策、活動に協力するよう努める。
- エ 事業者は、その事業活動における防犯上の安全の確保のため、その実情に応じて、犯罪の防止に関する必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 自治会等及びボランティア団体等の役割

- ア 自治会等は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、安全・安心まちづくりに関する活動の主体的な実施に努める。
- イ 自治会等及びボランティア団体等は、県、市町村が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努める。

自治会等 . . . 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体
ボランティア団体等 . . . ボランティア活動その他の営利を目的とせず、不特定多数のもののために、自発的な意思に基づいて自立的な活動を行う集団若しくは個人であって、安全・安心まちづくりに関する活動を行うもの

(5) 市町村との協力

県は、地域における安全・安心まちづくりを推進する上での市町村の果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が安全・安心まちづくりを推進するために行う施策の実施に関し、情報の提供、助言その他必要な協力を行う。

5 推進体制の整備

県は、安全・安心まちづくりを推進するため、県、市町村、県民等が意見を交換し、相互に連携し、協力することができる体制を整備する。

6 行動計画

- (1) 県は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、安全・安心まちづくりに関する行動計画を策定する。
- (2) 県は、行動計画を策定するに当たっては、県民等の意見を聴くとともに、公表する。

7 広報及び啓発

- (1) 県は、安全・安心まちづくりに関し、県民等の関心及び理解を深めるため、広報及び啓発活動を行う。
- (2) 県は、県民等の安全・安心まちづくりに対する関心及び理解を深め、その活動への参加の気運を醸成するため、安全・安心まちづくりについての重点的な広報及び啓発活動を行う期間を定めるものとする。

8 県民等の自主的な活動の支援及び促進

県は、県民等が行う安全・安心まちづくりに関する自主的な活動を支援、促進するため、情報の提供、助言、人材等の育成その他必要な措置を講ずる。

9 学校等（学校、児童福祉施設）における子どもの安全確保

- (1) 学校等の設置・管理者は、保護者、地域住民、当該学校等の所在地を管轄する警察署長と連携、協力して、学校等における子どもの安全の確保に努める。
- (2) 県は、学校等の設置・管理者に対して、学校等における子どもの安全を確保するための情報の提供、助言その他必要な支援を行う。
- (3) 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、学校等における子どもの安全を確保するための指針を策定する。
- (4) 学校等の設置・管理者は、保護者、地域住民、当該学校等の所在地を管轄する警察署長と連携し、子どもが犯罪被害に遭わないようにするための教育を充実するよう努める。

学校 …… 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、
専門学校など
児童福祉施設 …… 保育所、児童厚生施設、児童養護施設など

10 通学路等（通学路、公園等）における子どもの安全確保

- (1) 学校等の設置・管理者は、通学、通園等の用に供されている道路及び子どもが日常的に利用している公園等（以下「通学路等」という。）の設置・管理者、保護者、地域住民、当該通学路等の所在する地域を管轄する警察署長と連携、協力して、通学路等における子どもの安全の確保に努める。
- (2) 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、通学路等における子どもの安全を確保するための指針を策定する。

11 高齢者等の安全確保

高齢者その他特に防犯上の配慮を有する者の安全を確保するために、高齢者等及びその関係者に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行う。

12 犯罪の防止に配慮した住宅の整備等

- (1) 住宅（共同住宅を含む。以下同じ。）を建築・改修しようとする者、住宅を設計・建築しようとする事業者（以下「建築主等」という。）、共同住宅の所有・管理者は、当該住宅等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 県は、住宅が犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、住宅の建築主等、共同住宅の所有・管理者に対する情報の提供、助言その他必要な措置を講じ、犯罪の防止に配慮した住宅の普及の促進に努める。
- (3) 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を策定する。

13 犯罪の防止に配慮した道路等の整備等

- (1) 道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）の設置・管理者は、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努める。

- (2) 県は、道路等が犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、道路等の設置・管理者に対する情報の提供、助言その他必要な措置を講じ、犯罪の防止に配慮した道路等の普及の促進に努める。
- (3) 知事は、公安委員会と協議して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を策定する。

14 犯罪の防止に配慮した施設等の整備

- (1) 深夜（午後10時から翌日の午前4時までの間をいう）において営業する施設、大規模集客施設その他特に犯罪の防止に配慮を要する施設（以下「施設等」という。）において事業を営む者は、当該施設等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 県は、施設等が犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするため、当該施設等において事業を営む者に対する情報の提供、助言その他必要な措置を講じ、犯罪の防止に配慮した施設の普及の促進に努める。
- (3) 知事は、公安委員会と協議して、深夜において営業する施設、大規模集客施設に関して、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を策定する。

深夜において営業する施設・・・コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェなど
大規模集客施設・・・大型ショッピングセンター（モール）、映画館などのアミューズメント施設など

15 高度情報通信技術を利用した犯罪の防止のための措置

県は、インターネットを利用した犯罪、不正アクセス行為による犯罪等の防止のため、県民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずる。

16 犯罪の防止に配慮した自動車等及び自動販売機の普及等

- (1) 自動車、原動機付自転車、自転車の販売業者は、その販売に際し、犯罪の防止に配慮した自動車等及び機器の普及に努める。
- (2) 自動販売機の設置・管理者は、犯罪の防止に配慮した装備を有する自動販売機を設置するよう、又は当該自動販売機に犯罪を防止するための措置を講ずるよう努める。

17 犯罪防止のための空き地、空き家の適正管理

空き地、空き家の所有者、管理者は、当該空き地、空き家について、出入口の施錠、柵の設置、草刈り等の犯罪を防止するための必要な措置を講ずるよう努める。

18 犯罪被害者等への支援等

- (1) 県は、国、市町村、犯罪被害者等支援団体と連携して、犯罪被害者等に対し、情報の提供、助言その他必要な支援を行う。
- (2) 県民は、国、県及び市町村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努める。